

令和8年度法務省行政事業レビュー行動計画

令和8年4月15日
法 務 省

法務省における行政事業レビュー（「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に定めるものをいい、以下「レビュー」という。）は、「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月2日行政改革推進会議策定、令和8年3月31日改正）（以下「実施要領」という。）及びこの行動計画により実施するものとする。

第1 目的

レビューは、エビデンス（根拠）に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の推進が、政策判断の精度を向上させ、自らの政策立案（policy making）に資することを踏まえ、行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）の作成等を通じ、EBPMの手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組であり、これにより、事業の効果的、効率的な執行を図ることとされている。

この計画は、こうした取組を通じ、EBPMの手法等を活用して政策の実効性を検証し、国民生活の下支えや経済成長に資すると期待される政策は大胆に重点化する一方、効果が乏しい場合には見直すとの方針の下、租税特別措置・補助金見直し担当室（以下「見直し担当室」という。）の取組とも連携し、無駄のない、質の高い行政の実現を図るとともに、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすことを目的とする。

第2 取組体制

1 行政事業レビュー推進チーム

(1) 行政事業レビュー推進チームの設置

レビューの各取組を着実に実施するため、実施要領第1部2(1)①に基づき、「法務省行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置する。

(2) チームの構成

チームの統括責任者、統括責任者代理、副統括責任者及びメンバーは、以下のとおりとする。

統括責任者	官房長
統括責任者代理	政策立案総括審議官
副統括責任者	大臣官房秘書課長

メンバー	大臣官房会計課長 大臣官房人事課長、大臣官房国際課長、大臣官房施設課長、大臣官房厚生管理官、大臣官房司法法制部司法法制課長、民事局総務課長、刑事局総務課長、矯正局総務課長、保護局総務課長、人権擁護局総務課長、訟務局訟務企画課長、法務総合研究所総務企画部付、出入国在留管理庁総務課長、公安審査委員会事務局長、公安調査庁総務部総務課長
------	--

(3) チームの役割等

チームは、レビュー等の的確な実施を図るべく、見直し担当室やE B P M 推進委員会との連携の下、実施要領第1部2(1)②アからケまでに掲げる取組等について、それぞれ以下①から⑩までに定める責任者の下において行うものとし、大臣官房会計課及び事業を所管する局部課等(以下「事業所管部局」という。)は、相互に連携を図りながら、これらの取組の実務を担うものとする。

このほか、チームの運営に関して必要な事項については、統括責任者が定めるものとする。

なお、チームの庶務は、大臣官房会計課において行うものとする。

- ① 実施要領第1部2(1)②アに掲げる取組
事業所管部局のメンバー
- ② 実施要領第1部2(1)②アに掲げる取組の指導
統括責任者代理及び大臣官房会計課長
- ③ 実施要領第1部2(1)②イに掲げる取組
大臣官房会計課長
- ④ 実施要領第1部2(1)②ウに掲げる取組
大臣官房会計課長
- ⑤ 実施要領第1部2(1)②エに掲げる取組
統括責任者代理及び大臣官房会計課長
- ⑥ 実施要領第1部2(1)②オに掲げる取組
事業所管部局のメンバー
- ⑦ 実施要領第1部2(1)②カに掲げる取組
大臣官房会計課長
- ⑧ 実施要領第1部2(1)②キに掲げる取組
大臣官房会計課長
- ⑨ 実施要領第1部2(1)②クに掲げる取組
統括責任者代理及び大臣官房会計課長
- ⑩ 実施要領第1部2(1)②ケに掲げる取組
統括責任者代理及び副統括責任者、事業所管部局のメンバー

2 外部有識者

(1) 外部有識者の選任

レビューの実施に当たっては、実施要領第2部2(1)に基づき、3名の外部有識者を選任して事業の点検を受けるものとする。

なお、選任した外部有識者のリストについては、実施要領第2部2(1)⑤に基づく公表を行うものとする。

(2) 外部有識者会合

上記(1)により選任した外部有識者によって構成される「法務省行政事業レビュー外部有識者会合」(以下「外部有識者会合」という。)を設置する。

第3 レビューの実施方法

1 レビューシート等の作成

事業所管部局は、前年度に実施した事業について、実施要領第2部1(1)から(3)までにに基づき、レビューシート及びセグメントシート(以下「レビューシート等」という。)を作成する。また、事業所管部局は、実施要領第2部1(2)①に定める作成上の工夫についての資料を作成することとする。

2 事業所管部局による点検

事業所管部局は、実施要領第2部1(4)に定めるとおり、事業の厳格な点検を行い、その結果をレビューシート等に分かりやすく入力する。

3 外部有識者による事業の点検

(1) 対象事業の選定

チームは、外部の視点を活用したレビューの実施のため、実施要領第2部2(3)①及び②に基づいて対象事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。外部有識者は、チームが選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができることとし、チームは、外部有識者の申出に対して誠実に対応することとする。

(2) 外部有識者による点検結果

ア チームは、外部有識者による点検の結果について、実施要領第2部2(4)に基づき、レビューシートの所定の欄に入力する。

イ チームは、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たすため、実施要領第2部2(6)②に定める取組を行うものとする。

4 公開プロセス(公開事業点検)の実施

(1) 対象事業の選定

チームは、実施要領第2部3(1)①から④までにに基づき、公開プロセス対象事業を選定する。

(2) 外部有識者の選定

公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、上記第2の2(1)で選任した3名及び内閣官房行政改革・効率化推進事務局が実施要領第2部3(2)①に基づいて選定した3名をもって構成する。

(3) 取りまとめコメントの取扱い

チームは、外部有識者から取りまとめ役を指名する。

取りまとめ役は、実施要領第2部3(4)⑥及び⑦に基づいて取りまとめを行うものとする。

取りまとめコメントは、実施要領第2部3(5)のとおり取り扱うものとする。

5 チームによる事業の点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

チームは、実施要領第2部4(1)に基づいて点検等を行い、点検結果をレビューシートの所定の欄に具体的に入力するものとする。

事業所管部局は、外部有識者及びチームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に的確に反映するとともに、その反映状況について、実施要領第2部4(3)に基づき、レビューシートに入力するものとする。

6 点検結果の公表等

(1) レビューシート等の公表

チームは、実施要領第2部5(1)に基づき、レビューシート等を公表するものとする。

(2) 概算要求への反映状況の公表

チームは、チームの所見の概算要求への反映状況について、実施要領第2部5(2)に基づいて公表するものとする。

第4 その他重要事項

1 レビューシート等の活用等

チームは、国民への説明責任を果たすため、レビューシート等の作成等を通じ、客観的な効果検証のための指標の整備等を進めるとともに、EBPMの考え方に基づく事業の品質管理等を通じた政策効果の点検・改善を推進するため、予算編成過程において、これらを積極的に活用する。

2 優良な事業改善の取組の積極的な評価

チームは、その活動を通じて把握した事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に選定し、当該優良事業改善事例を参考として事業所管部局に普及させるなど、積極的な事業改善に努めるものとする。

第5 スケジュール

- | | |
|------|--|
| 4月 | 外部有識者会合
公開プロセス対象事業の選定 |
| 6月 | 公開プロセスの実施 |
| 7月 | 外部有識者によるレビューシート等の点検
レビューの結果を概算要求に反映 |
| 9月初旬 | レビューシート等の公表
レビュー結果の概算要求への反映状況の公表 |